

「令和8年度 京都府生涯現役クリエイティブセンター運営業務」評価基準

別紙

1 評価基準

項目	細項目	評価の着眼点	配点				
全体にかかる事項	提案内容の的確性	仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。	10				
		事業を効果的・効率的に実施するための提案がされているか。	10				
	提案内容の実現性	実施方法等が具体的で、実現性があるか。	5				
	事業への理解・知識	事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるかどうか。	5				
小計			30				
業務実施体制	相談者への対応	【実現性】 ・相談ノウハウの有無や、人材育成の体制等はあるか。	5				
		【独創性】 ・相談者を次の支援に繋ぐための工夫はあるか。	5				
	研修の企画・運営	【実現性】 ・研修運営のノウハウや専門性はあるか。	5				
		【独創性】 ・地域産業ニーズへの対応や大学等とのネットワーク構築の工夫はあるか。	5				
	人材マッチングの企画・運営体制	【実現性】 ・高度人材確保支援のノウハウや業務経験を有しているか。	5				
		【独創性】 ・新たな求人開拓や魅力あるイベント企画の工夫はあるか。	5				
	各機能の連携	【的確性】 ・業務を達成するための的確で論理的な説明がなされているか。	5				
		【実現性】 ・相談、研修、人材マッチングの連携・回遊策が提案がなされているか。	5				
		【独創性】 ・各機能の一貫支援による行動変容のための企画の工夫はあるか。	5				
小計			45				
業務実施体制	人員及び事業計画	提案内容を実施できる人員が確保されているか。 各業務の事業計画が明確に説明されていて、十分な時間が確保されているか。	5				
小計			5				
客観的評価項目	府内企業	京都府内に、本店、支店又は営業所等を有する者であること。	府内に本店がある	5	5		
			府内に支店、営業所等がある	3			
			上記以外で府内在住者を雇用	2			
			上記以外	0			
価格点			満点（15点）×（提案価格のうち最低価格/自社の提案価格）	15			
小計			20				
総合点			100				

※上記項目のうち、客観的評価項目は労働政策室で採点を行い、その他の項目については、外部有識者が採点及び意見陳述を行った上で、その取りまとめ（平均点の算出等）を労働政策室で行う。

2 採択基準

採択に当たっては、総合点の高い事業者から順に採択する。

また、採択事業者が採択後に辞退した場合は、事業期間の確保や実施体制を確認した上で、不採択とした事業者のうち、総合点の高かった事業者を辞退事業者に代わり採択するものとする。

【評価方法】

◇次の基準に基づいて採点

【配点：10点】 【配点：5点】

優 れ て い る	10	5
やや優れている	8	4
普 通	6	3
や や 劣 る	4	2
劣 る	2	1

◇価格点は、以下の基準により採点

【配点：15点】

満点（15点）×（提案価格のうち最低価格／自社の提案価格）

※小数点以下第3位を切り捨てる。

上限価格を超過	無効
---------	----